

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

資料4-①

I 誰もが生き方を尊重するまちづくり

Ⅰ ”男女がともに歩むまちづくり”に向けた啓発の推進

(1) 一人ひとりの個性を理解し尊重する意識の確立

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
1	男女がともに歩むまちづくり基本条例に基づく啓発冊子等の活用	「男女がともに歩むまちづくり基本条例」の啓発冊子を、出前講座などあらゆる機会に啓発資料として有効に活用します。また、チラシ等の簡単な啓発資料を適宜作成し、各種団体に配布することで条例の周知徹底を図ります。	男女共同参画推進室	B		
2	男女共同参画宣言都市関連事業の充実	市が5年に1度主催する男女共同参画宣言都市記念事業をはじめ、毎年9月の男女共同参画推進月間に講演会等を開催します。また、他部署と連携のもと「男女がともに歩む一行詩」の表彰や「男女がともに歩むまちづくり推進モデル」の推奨を実施し、「男女共同参画宣言都市・ふくつ」の市民への周知を促進します。	男女共同参画推進室	B		
3	男女共同参画資料・図書の充実	男女共同参画に関する資料や図書の充実を図り、市民への情報提供を行います。また、市立図書館では、市の男女共同参画推進月間(9月)に特設コーナーを設けます。	男女共同参画推進室	B		
3	男女共同参画資料・図書の充実	男女共同参画に関する資料や図書の充実を図り、市民への情報提供を行います。また、市立図書館では、市の男女共同参画推進月間(9月)に特設コーナーを設けます。	郷育推進課	C		
4	広報やホームページによる啓発の充実	男女共同参画に関する事業や情報を広報やホームページに掲載し、誰もが理解しやすく、関心をもってもらえるよう工夫します。	男女共同参画推進室	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
5	家庭への意識啓発の充実	家庭での教育や育児をテーマに、児童とその家族を対象に実施する講座を充実させ、男女共同参画の意識啓発促進を図ります。	郷育推進課	C		
6	妊婦やその家族を対象とした講座の実施	妊婦やその家族を対象に妊娠中の健康、新生児の育児についての講座を開催し、交流や仲間づくりを支援します。また働く妊婦や父親の参加を促進するための講座を行います。	子育て世代包括支援課	B		
7	地域への意識啓発の充実	男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。	男女共同参画推進室	B		
7	地域への意識啓発の充実	男女がともに歩むまちづくりをテーマに親しみやすい講座等を開設し、地域や市民グループ・団体に受講を呼びかけます。また、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に講座の開催を働きかけます。	郷育推進課	C		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

2 就学前・学校教育における男女共同参画の意識づくり

(1) 児童・生徒への男女共同参画教育の推進

事業 番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
8	小・中学校における男女平等教育の推進	市内小・中学校の教職員で構成している「男女平等教育推進委員」を中心に、個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育を総合的に推進します。	男女共同参画推進室	B		
8	小・中学校における男女平等教育の推進	市内小・中学校の教職員で構成している「男女平等教育推進委員」を中心に、個人の尊厳及び人権尊重の理念に基づく男女平等教育を総合的に推進します。	学校教育課	B		
9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	男女共同参画推進室	B		
9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	こども課	B		
9	男女共同参画の視点に基づく保育・幼児教育の推進	各保育所、幼稚園の職員で構成している「男女共同参画指導員」を中心に、男女平等と人権尊重の保育・教育を進めます。また、保護者や地域への理解を図ります。	学校教育課	B		
10	学校教育における男女共同参画関連事業の実施	「男女がともに歩む一行詩」の取り組みや、デートDVなどについて生徒を対象に講座等を実施するなど、男女平等教育を推進します。	男女共同参画推進室	C		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) 教育・保育関係者への意識啓発の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	男女共同参画推進室	B		
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	こども課	B		
11	教育・保育関係者への意識啓発	「男女平等教育推進委員」や「男女共同参画指導員」を通じ、教育・保育関係者の研修の機会として、男女共同参画に関する学習機会の情報提供を行い参加を促進します。また、県などが実施する人権教育研修等を通じた意識啓発を図ります。	学校教育課	B		
12	男女平等教育推進状況の把握	道徳をはじめとする各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、混合名簿の使用状況等、男女平等に基づいた教育施策の実施状況について毎年調査します。	男女共同参画推進室	B		
12	男女平等教育推進状況の把握	道徳をはじめとする各教科、総合的な学習の時間、特別活動、生徒指導、混合名簿の使用状況等、男女平等に基づいた教育施策の実施状況について毎年調査します。	学校教育課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

13	男女共同参画に関する学習資料の活用	学校と連携のもと、市内小・中学校での総合的な学習の時間等において、男女共同参画学習資料の活用を促進します。また、社会状況に応じて、定期的に改訂していきます。	男女共同参画推進室	B		
13	男女共同参画に関する学習資料の活用	学校と連携のもと、市内小・中学校での総合的な学習の時間等において、男女共同参画学習資料の活用を促進します。また、社会状況に応じて、定期的に改訂していきます。	学校教育課	B		

II みんなが支えあう地域づくり

1 市民共働による地域づくりの促進

(1) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
14	地域活動を担う団体への啓発推進	自治会や子ども会育成会、PTA等の地域を担う団体に対して、男女共同参画に関する情報や学習機会を提供するなどし、地域活動での男女共同参画を推進します。今後は、各団体に直接働きかけ、出前講座の開催などを促進します。	男女共同参画推進室	B		
15	「男女共同参画地域推進員」との共働	地域における男女共同参画を積極的に推進するため、「男女共同参画地域推進員」の設置を継続し、委員を通じた各郷づくり推進協議会への出前講座を開催します。	男女共同参画推進室	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) 地域活動・交流の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
16	男性を対象にした講座の実施	男性を対象に、性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるための講座を実施し、地域活動への積極的参加を促進します。また、世代間交流にも取り組みます。	男女共同参画推進室	B		
16	男性を対象にした講座の実施	男性を対象に、性別にとらわれない自分らしい生き方を見つけるための講座を実施し、地域活動への積極的参加を促進します。また、世代間交流にも取り組みます。	いきいき健康課	C		
17	「ふくつ男女共同参画協議会（綸りん）」との共働	男女がともに歩むまちづくりに積極的に関わる意欲のある市民やグループ・団体で構成される「ふくつ男女共同参画協議会（綸りん）」と連携し、男女共同参画推進事業を行う際の共働体制づくりに努めます。	男女共同参画推進室	B		
18	ボランティア活動支援の拡充	ボランティア活動支援システム（V-net）や市広報を活用し、活動意欲のある人たちが、さまざまな分野でまちづくり活動に関われる環境づくりを進めます。また、ボランティア団体の交流や情報発信の機会を充実させます。	地域コミュニティ課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

2 男女共同参画の視点に立った地域防災の促進【新】

(1) 地域での防災体制の充実

事業 番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
19	地域での支え合い体制の整備	男女共同参画の視点で、自助、共助の大切さを理解し、地域内で助け合う環境づくりを進めます。	防災安全課	B		
20	女性消防団の充実	防災教育や防火啓発などを中心に活動を行い、女性が地域防災の担い手として活躍できる防災組織の充実を図ります。	防災安全課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

3 国際理解・交流の推進

(1) 国際的視野を持った人材の育成

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
21	国際規範・基準に関する学習機会の充実	男女共同参画市民講座において、女子差別撤廃条約をはじめとする国際規範・基準に関する学習機会や情報を提供し、国際的視野に立った人材育成を図ります。	男女共同参画推進室	C		
22	女性海外研修事業の周知・参加促進	福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」の周知・情報提供を行い、市民の参加を促すことで、国際的視野を持つ女性リーダーの育成を図ります。	男女共同参画推進室	E		

(2) 国際交流活動の支援

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
23	国際理解教育の推進	学校や地域で、ともに理解し、学習しあう国際理解教育のひとつとして、ALTをはじめ外国の人たちとの交流の機会を設けます。	学校教育課	B		
24	市内在住の外国人への支援	市内在住の外国人に対する日本語教室を支援するなど、外国人が安心して暮らせる環境づくりと市民との交流機会の提供に努めます。	地域コミュニティ課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

Ⅲ 仕事と家庭・地域生活が両立できる環境づくり

Ⅰ 男女共同参画の視点に立った家庭生活支援の促進

(Ⅰ) ワーク・ライフ・バランスの促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
25	ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた情報提供や啓発を行います。	男女共同参画推進室	B		
26	男性を育児参加に促す機会の充実	ブックスタート事業やおはなし会などの機会を通して、家庭での読み聞かせの推進、男性の育児参加の促進を行います。	郷育推進課	C		
27	父親の子育てに関する学習会の開催	父親が子育てに関心を持つよう、学習会や講座を開催するなど、父親のための情報提供を充実します。	こども課	B		
27	父親の子育てに関する学習会の開催	父親が子育てに関心を持つよう、学習会や講座を開催するなど、父親のための情報提供を充実します。	子育て世代包括支援課	C		
28	介護に関する講座の実施	介護予防・家族介護教室、認知症介護教室等を開催し、介護技術の習得や介護に対する理解を深めるとともに、男性の参加を促進します。	高齢者サービス課	C		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) 多様な家庭生活に対応した子育て支援

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
29	子育て支援事業の充実	子育て支援センター機能の充実を図り、就学前児童及びその保護者等の遊びや交流の場を提供する子育て支援事業を積極的に推進します。また、ファミリー・サポート・センター事業の周知に努め、利用の促進を図ります。	こども課	B		
30	のびのび発達支援センター事業の充実	子どもの「そだち」についての個別相談や、専門医療機関との連絡・調整、発達支援に関する事業、保護者学習会・交流会などを実施し、発達支援が必要な子どもの成長を促し、保護者の不安の解消を図ります。	子育て世代包括支援課	B		
31	親子を対象とした健康相談・訪問の充実	乳幼児とその保護者を対象に、各種健診の機会を活用し、発達・発育、栄養などについて相談を行います。また、生後4か月を迎えるまでの乳児がいるすべての家庭を保健師・助産師が訪問し、乳幼児の発育発達の状態や母親の健康状態について観察するとともに、育児に関する不安や悩みの解消を図ります。	子育て世代包括支援課	B		
32	託児サービスの充実	子育て世代が社会活動等に参加しやすい環境づくりを進めるため、市主催の講座や研修、シンポジウムなどの事業に、託児サービスを行います。また、地域の行事等にも託児制度が導入されるよう働きかけます。	男女共同参画推進室	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

33	ひとり親家庭の就業支援の実施	ひとり親家庭の父親、母親の就業を促進し自立を支援するため、就業に結びつく可能性の高い資格取得に取り組む父親、母親に対し、受講料の一部助成や一定期間の生活費などを支給します。	こども課	B		
34	保育環境の拡充	延長保育・一時保育・障がい児保育等、多様な保育を実施します。また、地域との連携を図るための子育て支援事業に取り組みます。	こども課	B		

2 働きやすい環境づくりの促進

(1) 女性が活躍できる環境整備の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
35	市内事業者への啓発促進	仕事と家庭等が両立できる職場づくりを推進するために、商工会を通じて「男女がともに歩むまちづくり基本条例」や次世代育成対策推進法等の周知を図るとともに、出前講座などを実施します。	男女共同参画推進室	C		
35	市内事業者への啓発促進	仕事と家庭等が両立できる職場づくりを推進するために、商工会を通じて「男女がともに歩むまちづくり基本条例」や次世代育成対策推進法等の周知を図るとともに、出前講座などを実施します。	商工観光課	C		
36	育児・介護休業制度等の周知と制度利用促進	男女がともに仕事と育児・家庭を両立できるよう、広報誌を活用して育児・介護休業法を広く市民に周知します。また、商工会と連携のもと、事業者への情報提供を行います。	男女共同参画推進室	B		
36	育児・介護休業制度等の周知と制度利用促進	男女がともに仕事と育児・家庭を両立できるよう、広報誌を活用して育児・介護休業法を広く市民に周知します。また、商工会と連携のもと、事業者への情報提供を行います。	商工観光課	C		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

37	再就職・起業支援講座の実施	福岡県労働者支援事務所や21世紀職業財団等との共催で、女性が再就職するための基礎知識・技術を学ぶ講座を実施します。	男女共同参画推進室	C		
38	労働相談や情報提供の充実	女性が働き続けるため、広報や市役所情報コーナーを効果的に活用し、労働に関する基礎知識、各種資格取得、技能習得、労働相談などについての情報提供を充実します。	男女共同参画推進室	B		

(2) 自営業における男女共同参画の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	男女共同参画推進室	C		
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	商工観光課	C		
39	商工業・農業・漁業従事者研修の実施	商工会・農業改良普及センター、農協、漁協と連携し、団体における女性役員登用の促進や男女共同参画意識の普及に向けた研修、出前講座などを開催します。	農林水産課	E	係全般の業務進捗上、今年度の実施は出来なかった。	

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	男女共同参画推進室	C		
40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	農林水産課	E	係全般の業務進捗上、今年度の実施は出来なかった。	
40	リーダーとなる女性農業者の育成	農業における女性指導者を育成するとともに、農業委員会など方針決定の場への女性の参画を促進します。また、市の講座やセミナーへの女性農業者の参加を促します。	農業委員会事務局	B		
41	生産技術や経営能力向上支援	自営業の女性がその貢献に見合う評価を受け、対等なパートナーとして方針決定や経営に参画していくことができるよう、商工会を通じた広報・啓発活動に取り組めます。	商工観光課	C		
42	家族経営協定の普及促進	認定農業者協議会を通じて制度の理解を深めるとともに、補助制度利用者には積極的に「家族経営協定」の締結の促進を図ります。	農林水産課	E	係全般の業務進捗上、今年度の実施は出来なかった。	

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(3) 労働条件や労働環境の整備促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
43	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、工事請負などの業者登録時に提出を求め、その提出状況はホームページ等で公表します。今後は、報告結果の有効活用を検討します。	男女共同参画推進室	B		
43	男女共同参画推進状況報告書の受付及び公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第6条第3項に基づく、男女共同参画推進状況報告書については、工事請負などの業者登録時に提出を求め、その提出状況はホームページ等で公表します。今後は、報告結果の有効活用を検討します。	総務課	A		
44	指定管理者への啓発促進	指定管理者の指定を申請する際に提出する事業計画において、男女共同参画推進に関する団体としての理念を明記するよう求めます。また、指定管理者選定時に、男女共同参画推進の理解度を審査基準に設けます。	男女共同参画推進室	C		
44	指定管理者への啓発促進	指定管理者の指定を申請する際に提出する事業計画において、男女共同参画推進に関する団体としての理念を明記するよう求めます。また、指定管理者選定時に、男女共同参画推進の理解度を審査基準に設けます。	管財課	A		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

45	事業者等の社会貢献評価制度の調査・研究	事業者等における育児・介護休業制度の利用が進むように、男女共同参画の視点からも、事業者等が社会的責任を果たせるようにする手法やそれを評価・公表する方法について調査・研究します。	男女共同参画推進室	B		
45	事業者等の社会貢献評価制度の調査・研究	事業者等における育児・介護休業制度の利用が進むように、男女共同参画の視点からも、事業者等が社会的責任を果たせるようにする手法やそれを評価・公表する方法について調査・研究します。	総務課	E	今年度は、総合評価方式による入札の実施がなかった。	
46	男女の雇用平等に向けた啓発、情報の提供	男女雇用機会均等法、労働基準法など法制度の周知を含めた労働関連情報を市民や市内事業所に提供し、働きやすい労働環境の整備を促進します。今後は、商工会を通じた出前講座の実施を検討します。	男女共同参画推進室	B		
46	男女の雇用平等に向けた啓発、情報の提供	男女雇用機会均等法、労働基準法など法制度の周知を含めた労働関連情報を市民や市内事業所に提供し、働きやすい労働環境の整備を促進します。今後は、商工会を通じた出前講座の実施を検討します。	商工観光課	C		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

47	女性労働者の母性保護・健康管理の啓発	母子健康管理指導事項連絡カードの普及などを通じ、母性機能の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。今後は、商工会を通じ事業者への情報提供を行います。	男女共同参画推進室	B		
47	女性労働者の母性保護・健康管理の啓発	母子健康管理指導事項連絡カードの普及などを通じ、母性機能の保護の必要性についての認識を広く浸透させる啓発を行います。今後は、商工会を通じ事業者への情報提供を行います。	子育て世代包括支援課	B		
48	ハラスメントのない職場環境づくりの啓発	市内企業・事業主に対し、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを啓発します。また、就業者のためには、相談窓口の紹介など情報の提供を行います。	男女共同参画推進室	B		
48	ハラスメントのない職場環境づくりの啓発	市内企業・事業主に対し、あらゆるハラスメントのない職場環境づくりを啓発します。また、就業者のためには、相談窓口の紹介など情報の提供を行います。	商工観光課	C		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

Ⅳ 生涯にわたり男女が健康に暮らせる環境づくり

Ⅰ 生涯を通じた健康づくりの推進

(Ⅰ) 心身の健康づくり支援の充実

事業 番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
49	生涯を通じた健康の保持増進対策の推進	「健康ふくつ21計画」を推進し、市民自らが行う健康的な食生活習慣の確立や適切な運動習慣の普及などによる、生涯を通じた健康づくりや体力づくりを支援します。	いきいき健康課	C		
50	心の健康づくり事業の充実	心の健康を保つとともに、心の病気への適切な対応を行うため、臨床心理士等による心の健康相談を行います。	いきいき健康課	C		
51	薬物乱用防止に向けた啓発の推進	薬物や喫煙、飲酒による健康被害への認識についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携し推進します。	子育て世代包括支援課	B		
51	薬物乱用防止に向けた啓発の推進	薬物や喫煙、飲酒による健康被害への認識についての正しい理解を徹底するための教育や啓発を関係機関と連携し推進します。	学校教育課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) 配慮を必要とする人への支援の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
52	地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進	男女共同参画の視点に立ち、地域（市民）、市、社会福祉協議会、事業所など都市の構成員と共働により、“みんなが安心して生活できる地域づくり”の実現に向けた「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を推進します。	福祉課	C		
53	介護保険事業計画・高齢者福祉計画の推進	男女共同参画の視点に立ち、「介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき、高齢者及び介護中の家族を対象とした高齢者施策の充実を図ります。	高齢者サービス課	C		
54	高齢者介護に関する相談窓口の充実	介護を行う家族等のさまざまな負担を軽減するため、高齢者介護に関する相談窓口を充実します。	高齢者サービス課	C		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(3) リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康／権利)の理解促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
55	妊娠・出産期における女性の健康支援	健全な母性を育成するための支援を行うとともに、安全で安心した出産を迎えられるよう男女共同参画の視点に立った相談指導体制の充実を図ります。	子育て世代包括支援課	B		
56	「性と生」に関する教育の充実	性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育の充実を図ります。また、児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、教育プログラムや教材の研究を進めます。	こども課	B		
56	「性と生」に関する教育の充実	性に関する正しい知識や命の大切さを伝えるための教育の充実を図ります。また、児童・生徒が発達段階に応じて適切な行動が取れるように、教育プログラムや教材の研究を進めます。	学校教育課	B		
57	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する理解促進	男女がともに性と生殖に関する健康と権利に関心を持ち、正しい知識と情報を得られるよう、生涯を通じた女性の健康を支援する取り組みを推進します。	子育て世代包括支援課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

2 あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりの推進

(1) 暴力防止に向けた啓発の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
58	DV防止に向けた啓発促進	DV防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートDVに関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	男女共同参画推進室	C		
58	DV防止に向けた啓発促進	DV防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートDVに関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	人権政策課	C		
58	DV防止に向けた啓発促進	DV防止啓発冊子の活用や広報・ホームページを通じた意識啓発の充実を図ります。また、若い世代の男女に対し、将来にわたりDVの加害者にも被害者にもさせないために、中学校、高校におけるデートDVに関する出前講座の実施などあらゆる機会を通じた啓発運動を推進します。	学校教育課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	男女共同参画推進室	B		
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	市民課	B		
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	福祉課	B		
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	高齢者サービス課	C		
59	被害者の保護・自立支援制度の周知と情報提供	DVや児童虐待、高齢者虐待等の被害者に対し、その状況に応じて迅速な対応ができるように関係機関と連携を図りながら、被害者の保護と自立のための情報提供を行います。	こども課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) 暴力防止に向けた支援体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
60	被害者の保護・自立支援に向けた体制の充実	関係課で構成する「DV等支援措置関係課長連絡会議」を設置し、定期的な情報交換、住民基本台帳の支援措置等を定めた対応マニュアルの作成を行います。	男女共同参画推進室	C		
61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	こども課	B		
61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	子育て世代包括支援課	B		
61	児童虐待防止に向けた取り組みの推進	児童虐待の早期発見、虐待防止に向けた啓発活動に取り組むとともに、配偶者等からの暴力と児童虐待が関連していることを念頭におき、関係機関との連携を進めます。	学校教育課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(3) 相談体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
62	庁内相談体制の充実	庁内各相談窓口が連携して問題解決の促進を図ることができるよう、「相談窓口担当者会議」を定期的に開催し、情報交換を図るとともに、誰もが安心して相談できる体制を整備します。	男女共同参画推進室	B		
63	女性のための法律相談の実施	女性の人権に関する問題解決のために、女性の弁護士による女性に限定した法律相談を実施します。	男女共同参画推進室	B		
64	ふくつ女性ホットラインの活用	相談窓口の機能強化と相談者のニーズに応じた適切な情報提供を行うために、専門の相談員による電話相談を行います。	男女共同参画推進室	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

V あらゆる場面で男女がともに参画できる環境づくり

I 政策・方針決定の場での男女共同参画の推進

(1) 審議会等への女性参画の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
65	審議会・委員会等への女性の積極的登用	女性の登用が進んでいない一部の審議会等については、担当課から事情を聞きながら、少しずつ改善が図られるよう取り組んでいきます。	男女共同参画推進室	C		
66	委員公募制の推進	「附属機関の委員の委嘱基準等に関する規程」に基づき、審議会等の委員の公募制度を推進し、市民参画を進めます。	総務課	C		
67	定期的な登用状況の調査・公表	地方自治法第202条の3に基づく審議会等における女性の登用状況について調査し、ホームページ等で公表します。また、行政各分野、地域団体における女性の登用状況についても調査・公表を行います。	男女共同参画推進室	B		
68	政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた意識啓発	公的機関、地域の諸団体、各市民団体に対し、女性の積極的登用を啓発・要請します。今後は、「男女共同参画地域推進員」を通じ、各郷づくり推進協議会に出前講座の開催を働きかけ、講座を通じた意識啓発に努めます。	男女共同参画推進室	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) 政治への女性参画の促進

事業 番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
69	選挙の投票率を高めるための選挙啓発の充実	男女がともに社会を担うという機運の醸成のため、選挙権・被選挙権を生かして政治に参画することを啓発します。また、投票立会人の選出等の機会を通じて、女性や若年層の参画機会の拡充を図ります。	総務課	C		
70	市議会への傍聴推進	市政への関心が高まるよう、定例会日程をホームページ等で周知し、市議会への傍聴を推進します。	議事課	B		
71	政治学級への参加促進	政治への関心を高めるため、市内の市民団体等に政治学級リーダー研修会への参加を呼びかけます。	総務課	E	事業廃止のため	

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

2 男女共同参画を推進する人材の育成

(1) 女性リーダー育成の促進

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
72	女性リーダーの交流会の実施	審議会等委員や、郷づくり推進協議会、自治会、PTAなど地域における各種団体の女性メンバー同士で交流会を実施し、意見交換等を行うことで、女性リーダーの育成及び地域活動における女性の参画拡大を目指します。	男女共同参画推進室	B		
73	女性リーダー養成講座の実施	女性人材育成セミナーなど女性を対象とした講座を開催し、次のリーダーとしての資質を高める機会とするとともに、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。また、セミナーなどの情報提供に努めます。	男女共同参画推進室	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) 男女共同参画の視点に立った人材育成セミナー講座等の実施

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
74	女性人材育成セミナーの実施	男女共同参画の視点に立ったまちづくりへの理解を深め、審議会等委員への登用につなげるため、セミナーを通じた女性の資質向上や人材育成を進めます。	男女共同参画推進室	B		
75	男女共同参画ワーキング会議の設置	毎年度、市が設定した男女共同参画促進施策に関するテーマについて、男女共同参画ワーキング会議を設置し、調査研究を進めます。また、メンバーが固定化しないよう、より多くの人に参加を呼びかけます。	男女共同参画推進室	B		
76	公募型男女共同参画講座の実施	受講グループを公募し、男女がともに歩むまちづくりを推進する学習の支援と人材の育成をします。今後は、実施グループが固定化しないよう、広報の充実や未実施の団体へ直接呼びかけを行います。	男女共同参画推進室	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

計画の推進

Ⅰ 模範となり率先して行う市の取り組み

(Ⅰ) 市職員の男女共同参画意識の確立

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
77	男女がともに歩むまちづくり条例の市職員への周知徹底	研修等を通じ、「男女がともに歩むまちづくり条例」の市職員への周知徹底を図ります。	男女共同参画推進室	B		
78	ハラスメント防止対策の推進	「セクハラ防止マニュアル」の周知を図るとともに、ハラスメント防止研修や相談窓口の充実を通じ、ハラスメントを防止する職場づくりを進めます。	男女共同参画推進室	B		
78	ハラスメント防止対策の推進	「セクハラ防止マニュアル」の周知を図るとともに、ハラスメント防止研修や相談窓口の充実を通じ、ハラスメントを防止する職場づくりを進めます。	人事課	B		
79	男女共同参画に関する職員研修の充実	男女共同参画に対する職員の意識改革を図るため、県主催の講座への参加を通じ男女共同参画の視点を持った行政を推進します。	人事課	B		
80	特定事業主行動計画「み・ら・い行動計画」の推進	「み・ら・い行動計画」の周知を図り、仕事と家庭を両立できる職場環境の整備に努めます。	人事課	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

81	男女の職域拡大と女性の管理職への登用促進	職員の必要な能力を高め、資質の向上を図るとともに、すべての職域に男女を問わず配置されるよう職域拡大に努めます。また、能力に応じた女性職員の管理職への登用を促進します。	人事課	C		
82	男女共同参画の視点に配慮した広報の作成	男女共同参画表現ガイドラインに沿って、男女共同参画に配慮した表現方法の徹底を推進します。	広報秘書課	C		

2 推進体制の充実

(1) 庁内推進体制の充実

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
83	男女共同参画推進本部体制の充実	全庁一体となったプランの推進役として、進捗状況を調査・評価し、各分野において横断的な進行管理を行います。	男女共同参画推進室	B		
84	男女共同参画推進委員会の充実	「男女共同参画プラン・ふくつ」の一体的な推進を図るため、各課から1名推進委員を選出し、職員リーダーとして調査研究を行うとともに、各職場での意識啓発を図ります。	男女共同参画推進室	B		
85	男女共同参画審議会の設置	男女がともに歩むまちづくり基本条例第14条に基づき設置し、プランの進捗状況を点検・評価するとともに、男女共同参画社会の形成促進に関する事項について調査・審議し、政策提言します。	男女共同参画推進室	B		

令和7年度 男女共同参画推進事業実施状況一覧

(2) プランの進捗管理と情報の公表

事業番号	事業名	事業の概要	担当課	自己評価	「D・E」の理由	審議会評価
86	男女共同参画推進状況報告書（年次報告書）の作成と公表	男女がともに歩むまちづくり基本条例第9条に基づく年次報告書を作成し、ホームページ等に掲載し市民に公表します。	男女共同参画推進室	B		
87	男女共同参画促進施策の議会への報告	男女がともに歩むまちづくり基本条例第9条に基づき、毎年、男女共同参画推進事業計画をたて、議会に報告します。	男女共同参画推進室	A		
88	男女共同参画社会に関する住民意識調査の実施	男女共同参画社会の形成促進に関する市民意識を把握し、施策に反映させるため、定期的に住民意識調査を実施します。	男女共同参画推進室	C		
89	プランの策定・見直し	プランの進捗状況及び住民意識調査の結果等を踏まえプランを見直し、社会情勢に即した計画を策定します。	男女共同参画推進室	E	今年度は対象年度ではありませんでした	

【目標に対する評価基準】

- A 十分に達成できた（90%以上）
- B 概ね達成できた（70～89%以上）
- C 一定程度達成できた（50～69%以上）
- D 達成が不十分（50%未満）
- E その他（未実施、終了、廃止など）